# 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）の改正案概要

## １ 背景

専修学校は、学校教育法において「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とする教育施設として位置づけられており、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

専修学校の専門課程について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、外部の識見を有する者による評価の努力義務化や、特定専門課程を置く専修学校への専攻科の設置等の措置を講じた学校教育法の一部を改正する法律（令和６年法律第 50 号。以下「改正法」という。）が令和８年４月 1 日から施行される。

本改正を受け、専修学校に関して大学の専攻科及び大学院への入学資格に係る文部科学大臣の指定に係る基準を定める「大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準」（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）について所要の改正を行う。

## ２ 改正の概要

（１）専修学校に関する大学院等の入学資格の指定について

専修学校に関する大学の専攻科又は大学院入学資格の指定に関する基準に、質の保証の観点から、第三者評価の結果を公表していることを加える。

（２）専修学校の専攻科の指定に係る基準について

改正法により専修学校に専攻科制度が導入されたことに伴い、学校教育法施行規則を改正し、一定の基準を満たす専攻科として指定されたものの修了者を大学の専攻科又は大学院への入学を認めることとしたところ。本告示において、この基準として、①保健師又は助産師、②１級自動車整備士、③あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の教員の資格の取得にかかる専攻科のうち、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることなどの一定の要件を満たすものであることについて規定する。

## ３ 施行期日等

１．施行期日

令和８年４月１日（改正法の施行の日と同日）とする。

２．経緯措置等

（１）専修学校専門課程における修了要件等に係る経過措置

大学院入学資格を付与する専門課程の改正後の規定は施行日以後に入学する者について適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例によることとする。